

## 新型コロナウイルス感染症への対応状況について

令和2年5月14日  
 学校経営戦略推進課  
 義務教育指導課  
 高校教育指導課  
 豊かな心と身体育成課  
 特別支援教育課  
 生涯学習課

新型コロナウイルス感染症に係る教育委員会の対応状況について、次のとおり報告する。  
 (令和2年5月13日時点)

### 1 県立学校における臨時休業期間中の自主登校の実施について

5月31日まで臨時休業を行っている全ての県立学校において、次の点に留意しながら、5月18日(月)から自主登校を実施

#### 【自主登校を実施する場合の主な留意点等】

- ① 必ず保護者了解のもと、児童生徒等を自主登校させること。
- ② 自主登校日は指導要録上の「授業日数」には含まないものとして取り扱い、登校しても出席扱いとはならず、登校しなくても欠席扱いとはしないこと。
- ③ 学校における感染症対策を徹底すること。
- ④ 分散登校(児童生徒等を複数のグループに分けた上で、それぞれが限られた時間、日において登校する方法)の形式をとるなど、臨機応変に対応すること。
- ⑤ 進路の指導の配慮が必要な最終学年の児童生徒等が優先的に学習活動を開始できるよう配慮すること。
- ⑥ 学習指導においては、ICT機器を最大限活用した方法をとること。  
 また、今後、再び登校できなくなった場合に備え、日頃からICTを活用した学習活動に取り組むこと。
- ⑦ 自主登校日の学習活動については、学習評価に反映できること。
- ⑧ 登校しなかった児童生徒等に対しては、個別に学習指導や学習状況の把握を行うなど、不利益が生じないように配慮すること。(例えば、学習活動の様子を撮影し、登校できなかった児童生徒等が見られるようにするなど。)
- ⑨ 児童生徒等の健康の保持や心のケアについて、個々の状況を把握しながら養護教諭や専門機関等と連携を図りながら取組を進めること。  
 また、児童生徒等の居場所や学習場所を確保するため、図書室や多目的教室、体育館等を、各学校の実態に応じて開放するなど工夫を行うこと。

#### 【参考1】

県立学校における新型コロナウイルス感染症対策に係る広島県教育委員会の考え方について  
 (令和2年5月11日)

- ① 5月4日に国から全ての都道府県に対する緊急事態宣言が延長され、広島県においても5月5日に緊急事態措置の延長を決定したこと、また、感染リスクの回避と県民の不安解消を図るという二つの視点に立って、全ての県立学校の臨時休業は5月31日までとする。
- ② 臨時休業期間中は、児童生徒等の学習機会の確保等について、最大限の配慮を行うこととする。なお、自主登校については、県内の感染状況等を踏まえつつ、感染症対策を徹底した上で、5月18日から段階的に実施する。
- ③ 感染者とその御家族のプライバシーを守るため、SNS等による情報の拡散や、誹謗・中傷・差別等の行動をとらないよう、児童生徒等への指導を徹底することとする。

## 【参考2】

市町立学校の自主登校等の対応状況について

対応状況	市町数	市町名	開始時期
すでに実施している	5	竹原市, 福山市, 大竹市, 坂町, 安芸太田町	
実施する予定	14	広島市, 呉市, 三原市, 尾道市, 府中市, 三次市, 庄原市, 東広島市, 廿日市市, 安芸高田市, 海田町, 北広島町	5月18日から
		江田島市, 大崎上島町	5月21日から
検討中	4	府中町, 熊野町, 世羅町, 神石高原町	
実施しない	0		

## 2 臨時休業中における児童生徒等の学習機会の確保等のための取組について

### (1) 各学校に対する課題例の提示

- ・ 臨時休業中における各学校の学習機会の確保に係る対応状況を確認した上で、各学校が生徒に対し、より効果的な課題提示が実施できるよう、課題例や単元構想図を提示

### (2) 指導主事による動画作成

- ・ 各学校での動画作成の参考となるよう、県教育委員会の指導主事がサンプル動画を作成し、各学校の担任教員による児童生徒等に学びを届ける学習動画や、心と心でつながるあたたかいメッセージ動画の作成を推進  
(5月12日時点で54本の動画を公開済み)

### (3) 児童生徒等の心のケア

- ・ 不安や悩みを抱えていたり、家庭環境の急激な変化が懸念される児童生徒等について、担任や養護教諭等が個々の状況を把握し、専門機関等と連携を図りながら、組織的に心のケアを実施
- ・ 個別の配慮(不登校等)が必要な児童生徒等に対し、居場所づくりなど各学校の実情に応じた工夫を実施

## 3 社会教育施設の臨時休業の協力要請の解除について

5月11日から次の施設について、一定の条件の下、臨時休業の協力要請を解除

### (1) 該当施設

動物園, 植物園, 図書館, 博物館, 美術館, 科学館, 記念館, 水族館

### (2) 県教育委員会所管の対象施設の状況

#### ① 対象施設名

図書館, 歴史民俗資料館, 歴史博物館, 頼山陽史跡資料館

#### ② 再開日

5月12日(火) ※5月11日は休館日

#### ③ 再開に当たり講じる措置

- ・ 発熱等の風邪症状のある方の入館, 県外からの来館等を遠慮するよう依頼
- ・ マスクの着用を依頼
- ・ 来館者間の距離の確保や定期的な換気など3密の回避
- ・ 感染のリスクが高い一部サービスの休止
- ・ 図書館においては平日の開館時間を短縮 など